

2014年10月14日  
全2頁

## バーゼルⅢの初歩 第9回

# バーゼルⅢでは、自己資本の質はどのように向上している？

金融調査部 主任研究員  
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第9回は、バーゼルⅢにおける自己資本の質の向上を解説します。

## 1 自己資本の定義の厳格化

前回（[第8回](#)）は、バーゼルⅢのスケジュールを解説しました。

今回からはしばらく、バーゼルⅢの重要項目を解説します。

バーゼルⅢでは、自己資本の質の向上が図られています。ここでいう自己資本の「質」とは、簡単に言えば、損失吸収力を指します。バーゼルⅢにおける自己資本の質の向上は、「自己資本の定義の厳格化」と「調整項目の強化」という二つの側面から行われています。最初に、これを、自己資本の定義の厳格化という側面から確認します。

まず、株主資本等から構成される Tier 1 を、「普通株式等 Tier 1」と「その他 Tier 1」に区分しています。

普通株式等 Tier 1 には、普通株式、内部留保、そして「その他の包括利益累計額」等が算入されます。ここで留意すべき点は、「普通株式」には、従来までと異なり、普通株式転換権付優先株式が含まれないことです。

その他 Tier 1 には、優先株式（普通株式転換権付優先株式を含む）、優先出資証券、コンティンジェント・キャピタル（いわゆる CoCos:Contingent Convertible bonds）等が算入されます。優先出資証券は、ステップ・アップ金利等（あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利または配当率）を上乗せする特約が付されている場合、自己資本への算入が認められなくなりました<sup>1</sup>。

Tier 2 には、劣後債、劣後ローン、一般貸倒引当金等が算入されます。劣後債と劣後ローンは、従来と異なり、初回コール（繰上償還）までの期間が5年以上のものに限定されます。なお、従来は Tier 2 への算入が認められていた、土地再評価差額金の45%相当額については、自己資本への算入が認められなくなりました。一方、同じく従来は Tier 2 への算入が認められていた、その他有価証券評価差額金の45%相当額については、普通株式等 Tier 1 のその他の包括利益累計額に振り替えられています。

1) バーゼルⅡ（2.5）までは、ステップ・アップ付の優先出資証券であっても、Tier 1 総額（発行予定額を含む）の15%を限度として、Tier 1 への算入が認められていました。

加えて、その他 Tier 1 と Tier 2 については、共通の算入要件として、銀行の実質的な破綻状態（いわゆる PON：Point Of Non-viability）において、ベイルイン、すなわち元本削減（ヘアカット）又は普通株式への転換を求める契約条項を発行条件に定めることが追加されました。こうした契約条項には、「PON 条項」や「契約上のベイルイン」といった俗称が定着しつつあります。ベイルイン導入の趣旨は、公的資金注入による銀行救済（ベイルアウト）がもたらす国民の負担を最小化し、銀行の債権者<sup>2</sup>に損失を負担させることにあります。

なお、マーケット・リスクのみをカバーする Tier 3 は、バーゼルⅢの導入とともに撤廃されています。

## 2 調整項目の強化

次に、自己資本の質の向上について、調整項目の強化という側面を確認します。

「調整項目」とは、従来の「控除項目」の言い換えであり、自己資本から控除される項目です。

調整項目におけるもっとも重要な変更点は、ダブルギアリング規制の強化です。

「ダブルギアリング規制」とは、連結外の金融機関向けの出資相当額を自己資本控除の対象とすることです。要求される自己資本比率を達成しても、規制対象となる金融機関がお互いに出資し合っていたのでは意味がないことから、このような規制が設けられています。

もっとも、従来は、国内預金取扱金融機関への意図的な出資（出資先の金融機関の自己資本比率の向上を目的として、当該金融機関の株式等の資本調達手段を保有することをいう）、そして関連会社向け出資のみがダブルギアリング規制の対象とされており、証券、保険は除外されていました。

バーゼルⅢでは、これをさらに厳格化し、銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関向け出資について、その保有形態、出資先との関係、出資商品に応じた自己資本控除が求められています（**図表 1** 参照）。

そのほか、従来は自己資本控除の対象外であった、のれん以外の無形固定資産や前払年金費用（退職給付に係る資産）についても、バーゼルⅢでは調整項目とされています。

なお、調整項目の自己資本控除は、経過措置として5年間かけて段階的に実施することが認められています。

以上

次回（第10回）は、**バーゼルⅢにおける自己資本の水準の引き上げ**を解説します。

図表 1 バーゼルⅢ：ダブルギアリング規制

バーゼルⅡ (2.5)	バーゼルⅢ
	連結外金融機関向け出資のうち、
下記を控除	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関向け出資について、
・国内預金取扱金融機関への意図的な出資	①資本かさ上げ目的の持合い → 全額控除 ②議決権 10%以下保有先 → 自己の普通株式等 Tier 1 部分の 10%超相当分を控除（コレスポンディング・アプローチ）
・関連会社向け出資	③議決権 10%超保有先 → (i) 普通株式等 Tier 1 への出資：自己の普通株式等 Tier 1 部分の 10%超相当分を控除（※） (ii) その他 Tier 1・Tier 2 への出資：全額控除（コレスポンディング・アプローチ）

（※）普通株式等 Tier 1 への算入上限は、モーゲージ・サービシング・ライツ及び（一時差異に基づく）繰延税金資産との合計で、普通株式等 Tier 1 の 15%までとされている。  
（出所）金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

2) ここでいう「銀行の債権者」とは、預金者及び預金者に準じて銀行の残余財産分配金の支払を受けられる債権者を除く、劣後債保有者等を指します。